
(仮称)再生可能エネルギー発電施設の 適正な導入及び管理に関する条例(案)の パブリックコメント結果について



令和7年2月
生活環境部 環境企画課

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 : 令和6年11月28日(木)～12月27日(金) 30日間
- (2) 実施方法 : 条例案の説明資料 及び 逐条解説 を
環境企画課、本庁1階ロビー、
各支所情報公開コーナー、市公式ホームページで公開
- (3) 意見状況 : 3名から13件の意見の提出有

【主な意見】

- 「地域住民等」について、より幅広く対象とするべき (意見No.2,3)
- ゾーニング等により「禁止区域」又は「抑制区域」を設定するべき
(意見No.5～8)

2 「地域住民等」について、より幅広く対象とするべきという意見について

- 条例により、再生可能エネルギー発電事業者に説明会等の義務を課すにあたり、対象とすべき「地域住民等」は明確に示す必要がある。
- 地域への説明等にあたっては、いわゆる区長を中心に、その管轄する範囲内の住民等を関係者として対象とすることが多い。
- 現に、再生可能エネルギー発電事業の予定場所周辺に居住等していて、生活上の影響が考えられる範囲を「地域住民等」とするべきと考える。
- 再生可能エネルギー発電事業所の周辺の道路等公共物の利用者や、地域で活動する団体など、又は、下流域の全てまで対象とすることは、際限なく対象が拡大する可能性がある。
- 条例案は、「地域住民等」以外のものが、住民説明会に参加することや、意見を述べることを制限するものではない。



「地域住民等」の範囲の変更によらず、住民参加は運用で確保し、条例案の修正は行わない。

3 ゾーニング等により「禁止区域」又は「抑制区域」を設定するべきという意見について

- 現時点では、条例施行時において、①稼働中の案件(約3,300件)、②FIT等の認定済みの案件(約1,100件)、③事業計画があり、既に土地取得・測量等に着手している案件(数量不明)の3種類に分類できる。【次ページ図参照】
- 条例で禁止区域等を設定した場合、①の「稼働中の案件」については問題はないが、②、③の案件では、事業実施の制限を受けることとなるため、条例による規制の違法性を確認するための訴訟や、事業中断や断念等に対する損害賠償請求が提起される可能性がある。(処分の取消訴訟や、訴訟の和解による賠償金の支払事例あり。)
- 制定する条例は、営業の自由や、財産権の行使といった「権利の保障」も踏まえ、事業の前提となる「各種法令」の規定に基づく「許認可」の取得状況の確認、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導等により再エネ事業の適正化を図っていく。
- (New) 顧問弁護士も禁止区域等の設定による訴訟リスクの懸念を指摘している。
また、権利制限を実施する場合は、権利を有する者への補償もセットにすべき、とのこと。

これまで同様

禁止区域等の設定による訴訟リスクを考慮し、条例案の修正は行わない。

図：禁止区域等の設定の考え方

条例施行

既に立地・稼働しており条例の影響は受けない

(施行前) ① 稼働中

認定済みの案件や事業用地の取得、測量・設計等を行った案件を
「条例」の規定で立地・稼働を制限できるか？

(施行前) ② FIT・FIP認定済み

(施行後) 着工・稼働

(施行前) ③ 計画中(土地取得・測量等)

FIT等の
認定

(施行後) 着工・稼働

参考：再エネ規制の在り方を巡る訴訟等の事例①

ともにあゆみ育て創造するまち



令和4年（ワ）第108号 損害賠償請求事件について

2024年10月23日更新

太陽光発電事業に関する不許可処分による損害賠償請求事件については、事業関係者と和解が成立しましたので、報告します。

令和元年9月に事業者に対して設置の許可後、令和2年2月に町が事業を不許可とした小山地区における太陽光発電事業に係る不利益処分に関するもので、長期にわたり、事業関係者の皆さまをはじめ、町民の皆さまにも多大なご迷惑やご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

本件は、事業者からの聴聞を実施せず、また、指導や助言等も行わず、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する条例に定めのない不許可処分を行ったことが不適法な行政処分であるとして、不服の申立てが行われたものであります。町はこの申し立てを受け、事実を確認し、誤りを認め、不許可処分の取消しを行いました。事業者は、町の不適法な行政処分により損害を被ったとして、令和4年4月に松山地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

以降、13回にわたり裁判の中で審理を重ねてまいりましたが、今年6月に裁判所から和解案が提案されました。町といたしましては、受任弁護士の見解および本町が原告に提出した最終回答書の内容を考慮すると、この和解案に応じることが最善の判断であるとし、和解案を受け入れることについて、議会承認を受け、9月18日に和解が成立しました。

再発防止に向けましては、職員に対して関係法令や条例などの遵守、理解を深めるための職員研修を行う一方、愛南町職員コンプライアンス行動指針を策定し、職員に対しての行動基準等の周知徹底を図っており、今後二度とこのような事態を招くことのないよう職員一丸となって信頼回復に努めて参ります。

あらためて、事業関係者の皆さま、町民の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、深く反省し、心からお詫び申し上げます。

愛南町長 清水 雅文

町が再エネ事業を不許可処分としたことについて、事業者から損害賠償請求を提訴されたもの。
町から事業者に330万円を支払うことで和解が成立。

参考：再エネ規制の在り方を巡る訴訟等の事例②

産経新聞 首都圏ニュース 埼玉

日高メガソーラー規制訴訟 事業者側は控訴せず 条例に
「法的拘束力なし認められた」

2022年6月14日 07時11分



「条例に法的拘束力がないと認められた」などとして控訴しないことを表明した錦織淳弁護士

大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置を規制する埼玉県日高市の条例により営業の自由が侵害されたなどとして、市内の山林で建設を計画している事業者が事業を行えることの確認を求め、訴えが却下された裁判で、原告側の代理人弁護士は十三日、「条例に法的拘束力がないと認められた」などとして、控訴しないことを明らかにした。（杉原雄介）

提訴していたのは「TKMデベロップメント」（東京都渋谷区）。日高市内で太陽光発電施設を設置するには市長の同意が必要と定める市条例は、営業の自由や財産権を侵害し無効だと主張したが、さいたま地裁は五月二十五日、同社は県の林地開発許可を受けておらず事業実施の要件を満たしていないなどとして、訴えを却下した。

この日、県庁で会見した原告側の錦織（にしこおり）淳弁護士らは、判決は同社が確認訴訟の当事者として適切でないとする説明の中で、市長の同意を得なければ事業ができないわけではないなどと言及したと指摘。「制定趣旨や目的が曖昧な条例を厳しく批判した。法的拘束力がないと言ってもらえたのは大きい」と述べた。

今後、同社が日高市内で事業を進めるかについて、錦織弁護士は「答えられない」と述べ、同社からは取材に回答がなかった。

裁判所によると、
再エネ規制の条例において、
関係する法の範囲を超えて
許可や同意の規定を設ける
ことはできないとのこと。

顧問弁護士相談による法的妥当性の確認

確認日：令和6年12月4日

相手方：市顧問弁護士

確認内容：条例（案）における禁止区域設定に係る市の考え方の法的妥当性

確認結果：

① 条例で「禁止区域」等を設定することは可能。

ただし、市が条例で規定した禁止区域内に、適法に土地の権利を得て、再エネ発電施設を設置し、事業を営もうとする事業者に対し、「公共の福祉」を理由として、**権利を取り上げたり、処分や制限を課すことは、公共の福祉の観点から、何らかの補償が必要**となり、それがなければ、当然に訴訟や損害賠償を請求されるリスクがあると解される。

（憲法第29条財産権の侵害）

② 訴訟リスクを考慮して、**禁止区域等を設定しないという考え方は妥当。**

③ 条例案は、「各種法令」の規定に基づく「許認可」の取得状況の確認、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導等により再エネ事業の適正化を図っていくこととしており、適切な維持管理を履行させていくものなので、**法的にも問題ない。**

参考： 条例（各規定）の骨子

(1) 条例制定の目的・理念（第1条、第3条）

再エネ事業の健全な拡大を図る上で前提となる**再エネ施設の適正な導入と管理運営**を促進することにより、自然環境及び生活環境の保全と、災害の防止を図る。

(2) 用語の定義（第2条）、責務に関する規定（第4条～第7条）

対象とする**再エネ事業（太陽光、風力等）、主体となる事業者、土地所有者**などの「用語」について**定義**するほか、**市や事業者、市民の「責務」**について規定する。

（例）地域住民等：再エネ発電施設の立地する地区を所管する行政区の範囲内の居住者等

(3) 適用する事業・規模（第8条）

出力10kW以上の「再エネ事業」を対象とするが、屋根設置及び住宅設置の太陽光発電、及び自社工場等に併設する再エネ発電施設等の**確実な管理が見込まれる案件は対象外**。

(4) 事業計画の事前提出（第9条～第10条）、事業実施届出（第14条）

事業計画の概要書類の提出を受け**内容を確認**、不備がない場合、同書類を受理。
（市長は、説明会の開催・省略に係る事項、その他必要に応じて意見を付して通知）
事業実施前に**事業全体の詳細の書類の提出**を受け**内容を確認**。

(5) 説明会の開催・報告（第11条～第12条）

FIT・FIP以外の事業形態（相対での売電等）も条例の対象とするため、条例において**地区説明会の開催を義務化し、説明会の概要や住民意見等に関する報告書**などの提出を求める。（FIT・FIP事業は、同法の説明会を実施し、必要な報告を行った場合、省略可）

(6) 三者協定の締結（環境影響評価対象事業／第13条）

環境影響評価対象の規模となる再エネ事業については、原則、市や地区、事業者との間の**「三者協定」の締結**を求める。

(7) 氏名等の変更、地位承継の際の届出の義務化（第16条）

名称等の事業譲渡等により**「事業者の情報」に変更が生じた場合**における**本市への届出を義務化**。

(8) 行政指導と国への通報・事業者名の公表等（第18条～第23条）

指導・助言や現地の立入検査、勧告などの「行政指導」を規定、**指導・勧告に従わない場合は「事業者名」を公表**するほか、指導に従わない場合には、**電気事業法**や**再エネ特措法の罰則規定など**の適用可能性を踏まえ、国の監督部門（東北経済産業局、関東東北産業保安監督部）に通報を行う。

No.	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	(目的) 第1条 条文案で、「自然環境及び生活環境」とありますが、より具体的に、「<u>地域固有の生態系の保護等の文言</u>」を本条又は第3条の基本理念に加えてもよいのではないかと。	○ <u>地域固有の生態系や生物多様性などについては自然環境の保全に包含されているため、特定の分野をあえて例示しなくとも十分であると考えています。</u> なお、条例に基づく手続として、事業計画の概要に関する事項、住民説明会に係る事項、事業実施届出等を通じて、事業内容が地域固有の環境の保全に支障がないものであるかという点についても、可能な限り確認していきます。
2	(定義) 第2条 (5)の「地域住民等」について、地方自治法の定義に準じるものとしているが、事業予定地周辺に水源涵養保安林がある場合や、近隣道路に土砂流出等があった場合の影響の範囲は地域の居住者に限定されないことから、「<u>地域住民等の範囲を限定せずに緩やかにできないか。</u>」	○ ご意見のように地域住民等の範囲を限定せず、立地地区の下流域や、道路等の利用者までを「地域住民等」の範囲に加えた場合、その範囲が無限に拡大する可能性があるため、本条例では、地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁による団体、いわゆる「<u>行政区の住民等</u>」としています。
3	(定義) 第2条 <u>「地域住民等」について、「事業区域の全部又は一部が所在する地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する個人及び当該区域に所在する法人その他の団体」となっており、法人その他の団体も含まれるが、これには、施設が立地する区域を対象に環境保全活動をしている団体（例えば、「夏井川流域の会」、「日本野鳥の会」等）は、含まれるのか。</u> これは、再生可能エネルギー発電設備の設置・維持管理に関して、意見や立入検査のメンバーとして、どこまで参加が認められるのかの際の判断基準に係ると考える。	○ 地方自治法第260条の2第1項にいう「地縁による団体」とは、一定の区域内に住所を有することを以て地縁としており、条例案の「地域住民等」についても当該区域内の居住者及び所在する法人を対象としております。このため、<u>当該区域を活動の範囲とする環境保全団体等（所在する場合を除く。）については、本条例案の「地域住民等」の定義には含まれません。</u>

4	「説明会等の主な規定」の説明資料（7ページ）では、「<u>地域住民の範囲</u>」を明記していますが、このように参加者を限定する理由は何か。（広く参加を認めるべきと考える。）	○ 説明資料の7ページの「地域住民の範囲」は、「再生可能エネルギー発電電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく<u>FIT・FIP認定制度における住民説明会の概要を説明</u>したものです。 FIT・FIP認定制度における「住民説明会」については、国で住民説明会の対象とすべき最低限の範囲を定めていますが、国によると、住民説明会への広い参加を拒む趣旨の規定ではないものとのことです。
5	（基本理念）第3条 事業地の選定基準を条例に盛り込むべきと考える。遠野町の事例では、多数の太陽光パネルが道路沿い等に設置されており、令和6年9月8日には道路への土石流被害が発生した。また、風力発電の立地場所は保安林に指定されており、国の指定解除の上、事業化されているが、事業地の下流には土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が存する他、立地する三大明神山系には土石流危険渓流がある。 このようなことから、<u>事業地の隣接地、居宅、生活道路等との設備の離隔、住宅地等での事業の制限が必要であり、禁止区域・抑制区域を設定すべきと考える。</u>	○ 再生可能エネルギー発電事業の「<u>用地</u>」については、<u>事業主体の「営業の自由」や土地所有者の「財産権の行使」の観点から保障されることが基本</u>であり、事業の実施に際しては、各種法令の許認可等の取得など、<u>許認可権者による法令上の判断が必要</u>となります。 市といたしましては、後発の条例において、禁止区域等の区域を設定した場合、<u>既に適正な許認可を取得して、事業に着手しようとしている事業者等から、条例の違法性を問われる訴訟リスクが否定できないものと考えます。</u> また、<u>地形や周辺の状況、土地利用規制の有無等の条件が異なる事業用地に対して、一律的な基準を設けることは実務的にも課題が多い作業となります。</u> このため、本市の条例案では、<u>禁止区域等を設定せず</u>、事業の前提となる「各種法令」の規定に基づく許認可等の取得状況の確認や、住民説明会の義務化、安定的運営の検証、行政指導などにより、再エネ事業の適正化を推進していきます。 なお、技術革新や社会情勢の変化などの状況を見据えながら、必要に応じ条例の検証・見直しを行います。
6	（市の責務）第4条 「自然環境の保全及び災害の防止」としていることから、<u>事業地の選定基準</u>を条例に加えるべきと考える。	○ No.5の回答に同じ

7

自然環境保全・地域との調和という目的自体はその通りだと考えるが、当該条例案によりその目的が達成できるか、次の理由により期待薄ではないかと考える。

環境影響評価のない小規模施設に対しても住民説明会を義務付けることについては評価できるが、災害の危険性が高まる場所での計画について、関係法令を満たしていれば住民の反対により、計画の実施を拒めないのは従来通りである。

このため、一部の不適切な事業者等による杜撰な造成や事業計画の危険性が低減する内容と考えられない。

福島市のように事業計画自体許すべきではない区域を設けるゾーニングがやはり住民の懸念を減らす一番の近道だと考える。もちろん、ゾーニングを行って禁止区域にならなかったからといって、許可の判断を緩和するべきではないと考えるが、少なくとも土砂災害の危険が高い地域や明らかに景観を破壊するような地域を対象に、事業計画が立案され、事業者と住民との対立に発展することはかなり避けられるのではないかと考える。

市はゾーニングには否定的立場をとっているが、市民の声を生かして再生可能エネルギー発電事業の立地に関する条例を制定することが最も重要と考える。

○ No.5の回答に同じ

8	再生エネルギー施設は、既に数多く設置ないし建設が進められているが、要旨P16による説明では、「禁止区域等の設定は行わず、・・・」とあり、ゾーニングは行わないとの方針と考える。 福島市の条例案では、太陽光・風力施設に関し、「禁止区域」の設定等、厳しく立地規制が明示されている。いわき市では、既に多くの風力・太陽光発電施設が稼働・建設中の案件があるのは承知しているが、環境影響評価を実施すればOKということか。また、環境影響評価に係らない中規模程度以下の開発行為があった場合など、予め、<u>いわき市として、ゾーニング区域を設定しておく必要がある</u>と思うが、市はどのように考えるか。	○ No.5の回答に同じ
9	（事業者の責務）第5条第3項 <u>原状回復</u>をどのように実施するものか<u>具体的な記載</u>が必要と考える。	○ 本条例における「<u>原状回復</u>」とは、<u>再生可能エネルギー発電設備を撤去するとともに、廃棄物等を適正に処分し、土砂流出等の懸念や、周辺環境への悪影響が無い状態とすることを想定していますが、事業終了後の当該土地の利活用については、所有者により判断されるものであるため、条例上「原状回復」を具体的に規定しづらいもの</u>と考えます。 なお、条例案の第17条第3項では、再生可能エネルギー発電設備の撤去完了後、市が現地確認を行うこととしており不適切な事案の発生の防止に努めることとしております。
10	（市民の責務）第7条 <u>市の施策への協力</u>を義務付けることなく、市民個人の意思を尊重すべきであることから、<u>削除すべき</u>と考える。	○ 本条例案では、「<u>市の施策への協力</u>」を<u>市民にお願いする意図</u>で規定したものであり、特に、協力を強制するものではありません。

11	(説明会の開催) 第11条第4項、第5項 <u>再生可能エネルギー発電事業に係る住民説明会の範囲</u>について、<u>行政区・区長に限定することなく</u>、市・事業者ともに一定の範囲の住民から理解を得るとともに、努力義務ではなく義務とすべきと考える。	○ 地域住民等の範囲については、No.1の回答に同じ。 ○ 再生可能エネルギー発電事業の実施に際し、地域住民等の理解の醸成は大変重要ですが、<u>事業者の「営業の自由」や「財産権の行使」を保障するという観点から、地域住民等からの同意を事業実施の要件とはしていません。</u> なお、本条例の運用にあたっては、事業者から提出される住民説明会に関する報告書類等により、<u>個々の住民意見に対する事業者の具体的な対応状況についても確認</u>していく考えです。
12	(維持管理等) 第15条 事業者は、当然、日常的に保守点検をするものと思うが、行政及び地域住民も、年一度程度等、定期的に点検し、また異常豪雨等の後にも随時、3者で点検すべきと思うが、市はどのように考えるか。	○ 年1回の立入検査を行うことは、適正な維持管理を促すにあたって有効な手段と考えますが、<u>市内で再生可能エネルギー発電施設が3,000を超える状況にあり、立入検査を実施することは、3者間の調整の事務などが膨大となり、人員等が限られている現状においては、対応しきれないことが想定されます。</u> このため、本条例案では、再生可能エネルギー発電事業の実施の届出において、事業者から維持管理の計画等を提出させること、豪雨や地震その他災害発生時に事業者が自主点検し、異常があった場合、速やかに市に報告すること、市は条例の目的の達成の範囲内で立入検査を実施可能とすることを定め、適切に維持管理されるよう措置を講じています。
13	積極的に地域資源としての自然エネルギーの活用を図るべきと考える。太陽光発電では、様々な場所に設置可能な「ペロブスカイト型太陽光発電」のような新技術等、非常な速さで技術革新がすすみつつある。将来的には、全ての住宅やビルに「太陽光パネル」が設置され、「地産地消」の体制ができればと願っている。 現在進行中の再生エネルギー施設で発電する電力の一部を地元に戻元させる仕組みがあれば、事業者・住民が共存できるようになるかと思う。 今後とも行政の積極的な対応、期待しております。	○ 貴重なご意見については、本市における再生可能エネルギー発電等の今後の在り方や、環境政策全般に関する検討に向けた参考とさせていただきます。